

第三者評価結果

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p><コメント></p> <p>園の全体的な計画は、保育理念(事業運営方針)保育目標、保育方針の3つを基本として児童福祉法、保育所保育指針の趣旨をとらえ作成しています。保育内容では養護と教育、食育が年齢に応じて記載され、さらに(健康支援)(衛生管理)(安全対策)(保護者・地域支援)(職員の資質向上)(小学校との連携)なども考慮しています。全体的な計画に沿った各指導計画や、行事については定期的に評価、反省を行っています。年1回の全体的な計画の見直しは、子どもの成長・発達、保護者、地域の実態などについて職員からあげてもらった気づきや意見を施設長が把握しています。3月ごろに各園で意見を吸い上げ、見直し、次年度の計画としています。全体的な計画は、より自園の特色、地域に合った保育ができるように職員の気づきを参考にし改善に努めています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>園舎は、子どもたちが安全に過ごせるように清潔に保たれています。保育室は、採光が良く明るく、温湿度計や空気清浄機を備え、扇風機、エアコンを使用して、子どもたちが室内で快適に活動ができるように配慮されています。0歳児の保育室は独立しています。室内のパーテーションには、さまざまな指先遊びのおもちゃが子どもたちの目の高さに設置しており、成長や興味に沿った活動が主体的にできるようになっています。1~5歳児は同じフロアで活動しています。2~5歳児は異年齢で活動するユニットごとに仕切られていますが、互いの活動が見える環境になっています。保育士は、ユニットごとに子どもたちの興味の先を見ながら遊具などの設定を行い、子どもが自分でしたい遊びを選びやすい環境を作っています。おもちゃや園内の定期的な消毒は、床、テーブルなど設備や物に合わせて違う消毒薬を使用して、清潔な環境が確保されています。子どもの体の清潔を保つための温水シャワーも整備されています。</p>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの心身の成長や、課題については日常的な子どもの様子や、発達経過記録、個別の指導計画で把握しています。保育目標には「一人一人の個性を受け入れて、個々の要求を素直に言える信頼関係を気づきます」とあります。保育方針の中にある3本の柱には「身近な人と気持ちが通じ合う」という文言があります。自分で上手に気持ちが伝えられない子どもには気持ちを代弁するなどして、子どもの気持ちをくみ取るような言葉がけをしています。そして、子ども自身が自分の気持ちを伝えられるよう見守っています。園では「保護者と子どもの不安を和らげる優しい語りかけ」を大切にして、職員との信頼関係につながるように、保護者の気持ちも子どもの気持ちも肯定的な言葉で受け止めるよう心がけています。職員マニュアルに、子どもの人権を傷つけたり、否定する言葉は使わない事について記載し、職員に周知しています。</p>		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>着替え、片付けなどの基本的習慣は、どのようにしたら子どもが自分でやってみようという気持ちを持てるかを考慮して、環境支援をしています。子どものできない事に目を向けるのではなく、できる事に目を向け、子どもの自信につなげ、できた事への達成感を持てるよう言葉がけをしています。例えば、靴をしまう時に「先生が片付けると、あとでわからなくなるかもしれないから、自分でやってみようね」と声をかけるなどして、子どもが主体的に～してみようという気持ちになるよう見守っています。時間と活動のつながりが子どもにわかりやすくなるように、イラストなどを使い活動の見える可を取り入れています。日々の活動は生活のリズムが取れるように、メリハリを持たせた保育を実施しています。手洗い方法などは、クラスやトイレにイラストを掲示して、年齢に合わせて職員が歌と合わせたり、声をかけながらいっしょに行うなどして、手洗いの大切さを伝えています。</p>		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>園では、2～5歳児は異年齢での縦割りユニットごとに活動をしているので、日常から異年齢での交流があります。ユニットごとに子どもが自分で選択しやすい場所を設定し、おもちゃがわかりやすく置かれ、子どもが自ら選んで遊べる環境を作っています。年上の子どもが年下の子どもをサポートしたり、年下の子どもが年上の子どものまねをして努力したり、みんなと同じようにできない仲間に対して思いやるルールを子どもが自発的に作って、みんなで協力しています。さらに、年上の子どもや年下の子どものかかわりの中では、互いに認め合う気持ちが自然にはぐくまれています。今年度はコロナ禍のため、園外での活動や交流が中止になるなど、地域との交流が計画通りにできませんでしたが、例年は散歩などで交通ルールを学んだり、ハロウィンの時期には地域との交流がもたれています。週1回の体操教室は、同じ年齢の子どもたちで活動する横割り保育の場となっています。</p>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>園では、0歳児がゆったりと過ごせるように配慮し、子どもの受け入れ時には同じ職員になるようにしています。0歳児クラスでは、子どもの生活リズムや発達状況に応じた個別指導計画とクラスの指導計画を作成しています。そして、子どもの心身の発達に関する情報を担任間で共有して保育を行っています。個々の生活のリズムに配慮して、午前寝や少し早い時間にミルクを飲むなど、子ども一人ひとりに合わせて対応しています。また、言葉がけやスキンシップを大切にして、子どもが、うれしそうな表情をしている時は「楽しいね、嬉しいの」などと子どもの気持ちを代弁して声をかけています。おもちゃは、触感が良いものや、音の出るものなど感覚的に遊べるものを用意して、職員といっしょに楽しんでます。園での食事、遊び、排泄などの状況は保護者に連絡帳を通じて伝え、家庭での様子なども伝えてもらい、保護者と園と連携して子どもの成長を見守っています。</p>		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>1歳児では、自分は～したいという子どもの自我を大切にして、肯定的に見守っています。保育士は子どもが自分だけで集中して満足いくまで遊ぶように見守り、時には保育士といっしょに遊んで他人と遊ぶ楽しさも伝えています。2歳児からは、異年齢での縦割りユニットごとの活動になりますが、自我が目覚める時期の子どもの主張は肯定的に受け止め、子どもが自分は大切にされていると感じて安心できるように努めています。職員は体操教室の横割り(同年齢での)活動時に2歳児の体力、興味の先を把握するようにしています。保育士は、子ども同士のトラブルができるだけ起きないように配慮しながら、自分が嫌な気持ちになることは友だちにもしないことを、子どもが考える機会を持てるようにしています。園に来る業者の方に、1歳児でも自分から挨拶をしています。保護者とは送迎時の日々の会話を通じて子どもの情報を共有しています。</p>		

【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>年齢ごとに年間指導計画が作られています。2～5歳児は、基本的に異年齢の縦割りユニットで活動をしています。体操教室の時には年齢ごとの横割りでの活動になるので、その際、保育士は年齢に応じて、子どもたちの体力、興味のある事などについて把握しています。そして運動会は、同じ年齢の子どもたちで取り組んできた体操教室の内容に沿った成果を発表する場としています。同じ競技内容であっても、年齢別にルールをわかりやすくしたり、運動量を変えるなどして、子どもたちが達成感を感じられるようにしています。また、保護者にも、年齢別の発表の様子を見てもらうことで、子どもの成長の過程を見てもらえる機会になっています。日常の保育においても、3歳児は遊びの中にルールがあることを知り、4歳児では集団の遊びで自分が何をしたいか伝えられるようになり、5歳児は友だちと協力しながらいっしょに何かを成し遂げる喜びが感じられるように配慮しています。</p>		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>園内はバリアフリー構造になっています。障がいのある子どもの受け入れにあたっては、子どもの特性に合わせて個別指導計画が作成され、子どもが園生活を快適に過ごせるように支援に努めています。保護者とは連携を密に取り、その子どもの関係する専門機関での取り組みを参考にして、子どもの保育の取り入れることもあります。また、保護者から、子どもの様子で気になることで相談を受けた場合には、保護者の承諾を得て、横浜市戸塚地域療育センターなどの関係機関と連携をとれる体制にあります。横浜市戸塚地域療育センターの巡回相談で得たアドバイスも保育に生かしています。子どもの状況については職員会議などで情報共有し、対応方法を話し合ったり、職員が障がいのある子どもに関する研修に参加しています。全職員が障がいのある子どもに対して、同じように対応できるように努めています。</p>		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>長時間過ごす子どもが、できるだけゆったりと園で過ごせるように配慮しています。保育士は、家庭と離れているストレスを軽減できるように、子どもとのスキンシップも十分に取り入れています。テーブルや、パーテーションなどを使って落ち着けるスペースや、安心して横になれるスペースを作っています。長時間保育の子どもで、20時以降お迎えの時は、有料で夕食を提供して子どもの心身の欲求が満たされるように配慮しています。夕方以降の時間帯では、子どもたちはおもちゃを独占したり、パズルなどにじっくり一人で取り組んだり、友だちといっしょに遊んだり、思い思いに過ごしています。職員は子どもが主体的に活動ができるように特別なおもちゃを用意するなどして環境を整えています。引き継ぎについては、事務室にあるボードの引き継ぎ表に内容を記載しています。全職員は出勤時「登降園ボード」を確認し、子どものけがの有無などを確認しています。</p>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画の中に小学校との連携が明記されています。子どもが就学する小学校には、在園中の子どもの心身の成長を基に保育所児童保育要録を担当が作成して提出しています。保護者も小学校に伝えたいこと、配慮してほしい事などがあれば就学支援シートを作成して就学先に届けています。例年は、小学1年生といっしょにゲームをするなどの交流を近隣保育園児とともにいたり、小学校見学を実施して子どもたちが就学を楽しみにできるようにしています。職員は卒園児のいる小学校の様子を見に行くなどしています。保護者には小学校からの情報などを提供し、就学への不安がないように配慮しています。さらに、幼保小接続期の研修会に参加するなどして、園児が就学時に必要な事を学んでいます。5歳児は、幼保小接続期カリキュラムの一つとして、午睡がなくなる時期から14～15時の間、文字や数字に関するワークをするなどして過ごしています。</p>		

A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの健康管理に関するマニュアルがあります。そこには、身体測定、日々の健康管理、朝の健康観察などについて記載があり、職員に内容を周知しています。そして、既往症などは入園前面談や保護者との日々の会話の中から把握するようにしています。子どもの体調は、朝の受け入れ時に保護者に確認し、全職員に周知して保育を行い、保育中に何か変化があった場合は保護者に連絡するようにしています。また、年齢別の年間の保健計画が作成されています。そこには、月ごとの保健活動をはじめ、子どもたちへの配慮、保護者への情報提供、注意喚起事項などが記載されています。保育中に子どもの様子で気になることがあった場合は、職員が降園時に保護者に口頭で伝えています。乳幼児突然死症候群(SIDS)予防に午睡チェックを実施しています。SIDSについては入園説明会で、入園のしおりとは別に資料を渡して、保護者にも情報提供を実施しています。</p>		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>全クラスとも、健康診断、歯科健診は年2回、尿検査は年1回、身体測定は毎月行い、3歳児には視聴覚検査を実施しています。健康診断などの結果は、既往症、アレルギーの記録とともに、今年度から園児保健台帳に記載し、入園から卒園までの健康に関する記録が把握できるようにしています。歯科健診の結果や健康診断の結果は、その日のうちに保護者に伝えています。健康診断前には、子どもの健康で気になることや、嘱託医に伝えてほしいことなどを保護者から聞き、健康診断の時に嘱託医にその旨を伝え、その結果も保護者に連絡帳(保育園アプリ)や口頭で伝えています。看護師は、疑問に思ったことや感染症の状況について、嘱託医からアドバイスをもらうなど連携しています。</p>		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園には、アレルギー対応マニュアルがあり、職員に周知しています。アレルギーのある子どもについては、保護者に必ず「生活管理指導表」を提出してもらい、それに沿って対応しています。食物アレルギーがある場合、基本的に除去食を提供しており、毎月末に保護者と担任、栄養士の間で、翌月分の献立表の内容を確認しています。2~5歳児では縦割りの各ユニットごとに子どものアレルギーに関する情報が描かれたボードがあり、職員に周知しています。食事の提供時には、誤配食を防ぐために、名前付きの専用トレイを使用し、器には除去内容と子どもの名前を記したラップをかけ、調理室からの受け渡し時に声出し確認を行うなど、細心の注意を払って対応しています。アレルギーのある子どもの席をほかの子どもの席と離したり、職員がそばに着くなどして、誤食のないように配慮しています。保護者には4月の食育だよりで「食物アレルギー児の対応について」として、園の対応について明記しています。</p>		
A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画に食育の推進の項目があります。食育計画は、子どもが年齢ごとに体験、実施できる内容を盛り込んで、食と健康、食への興味、保育の活動にからめて計画が考えられています。食育計画、食育便りは法人と園が作成しています。食育便りは毎月発行され、旬の野菜の紹介、家で子どもといっしょにできるクッキングなどについて情報を提供しています。食事は、完食を強制せずに子どもが食べられなかったものを食べられた時は褒め言葉をかけて、食べられたという達成感を味わえるようにしています。乳児には子どもがミルクを飲みたい時に提供しています。当日の食事内容は、写真で玄関に掲示して保護者に伝えています。コロナ禍の今年度は実施できていませんが、例年は年に一度、試食会を実施しています。園の食事の工夫、取り組みを保護者に知ってもらえるように努めています。</p>		

【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>系列園の栄養士が1か月ごとに持ち回りで献立を作成しています。栄養士は、子どもの好き嫌いなどについて担任から子どもたちの食事の状況を聞き、月1回の給食会議にて改善に向けて話し合いをしています。季節感を感じられる旬の食材を利用し、素材の味を生かす味付けをしています。また、行事にちなんだ食事の提供をしたり、行事の由来について職員が子どもに説明をしています。食事、おやつは園内の調理室で作られています。給食の献立は季節感や盛り付けに配慮し、曜日によって「ヘルシーメニュー」「手づかみメニュー」「煮込みメニュー」などバラエティに富んだメニューを提供し、子どもたちがさまざまな食材や味の違いを感じられるように工夫しています。魚と肉の区別がわかりづらい子どものために、今日のメニューの中に入っているものの説明をすることもあります。今年度は新型コロナウイルスの感染防止として、子どもたちが食事をする時には職員手作りのパーテーションを設置しています。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>日常的に、保護者と送迎時の会話などから子どもに関する情報交換をするように努めています。0～2歳児では、毎日、保育園アプリを用いた連絡帳で家庭との連携を密にして、家庭と園とで子どもの成長の様子を共有できるように心がけています。3～5歳児では、子どもが保護者に園での出来事を話すことで、自分の気持ちなどを伝える機会にしていますので、連絡帳は必要に応じて活用しています。毎日の活動については、玄関のお知らせボードに写真を掲示し、コメントを付けるなどして様子を保護者に伝えていきます。個別の保護者面談を時期を決めて実施していますが、保護者の希望があれば随時対応しています。コロナ禍で今年度実施できていませんが、例年実施している縦割りユニットごとのクラス懇談会では、「発育チェックシート」を保護者に見せて、子どもの成長の様子を伝えていきます。園便りを通じて園の行事日程などもお知らせしています。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者との送迎時の会話などから、保護者の気持ちや情報を把握しています。また、園の入り口にある事務所には、施設長が常駐して保護者への声かけを日常的にしていますので、保護者と施設長とは話がしやすい関係が築かれています。保護者の就労状況の理解に努め、急な延長保育の申し出にも対応しています。日常的に育児に関しての相談にも応じていて、保護者のプライバシーに配慮して空いている部屋などを使って対応しています。相談内容が子どもの発達に関するものである場合は、内容に応じて個別指導計画を作成し、専門機関からのアドバイスを受けられるよう、月案会議で情報を共有しています。また、苦情相談を受けた場合は、相談を受けた職員が施設長に相談して、園としての対応に努め、内容を記録して園全体で内容を把握しています。保護者や子どもへのフォローが必要な場合は、園全体で同じ対応ができるように職員間で周知し、継続的に支援しています。</p>		

【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>虐待防止マニュアルが整備されています。マニュアルには、虐待の定義、対応方法、チェックリストなどが含まれています。虐待・権利侵害に関する認識は、社内研修などを通じて全職員に周知されています。虐待の予防や早期発見のために、日々の保護者とのコミュニケーションを大切にしたいと考えています。気になることがあれば、随時職員間で話し合っています。今期は登園できない時期に「子どもの見守り強化アクションプランへの対応」を基にして、各家庭に電話をして子どもの様子を聞き、保護者の困りごとについて対応していました。日常的には、送迎時の保護者の様子や、子どものけがや傷、保育中の子どもの何気ない言葉などに意識を向けて、虐待を未然に防げるように努めています。虐待の疑いが生じた場合や見守りが必要な場合、戸塚区のこども家庭支援課や福祉保健センター、児童相談所など関係機関と連携を図って、速やかに対応ができるよう体制を整備しています。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>保育の振り返りについては、日誌、月案、個別指導計画に自己評価の項目があり、保育士個人や縦割りユニットごとに、評価、反省、見直しが行われ、月初めの職員会議で内容を共有するよう取り組んでいます。評価、反省は、各ユニットのねらい、配慮と関連づけられており、ねらいを指標として達成状況の確認を行っています。さらに、職員一人ひとりが作成する自己評価についても、年度末に個別に確認、評価が行われています。また、園全体の年度目標の達成状況については、年度末、職員会議で全体の評価、反省を行い、年度末の評価、反省結果は、次年度の計画に生かしています。職員は年1回、自己評価シートに基づき保育や職員として守るべき事項の振り返りを行っています。そして、施設長面談を通じて他者評価を行い、個人ごとの改善点を導き出すよう努め、保育の質の向上につなげています。</p>		